

## ダイオキシン類に係る発生源監視調査業務委託仕様書

ダイオキシン類に係る発生源監視調査業務委託に関する仕様は、次のとおりとする。

### 1 委託業務名

ダイオキシン類に係る発生源監視調査業務

### 2 調査目的

廃棄物焼却炉等からの排出ガスに含まれるダイオキシン類、ばいじん、塩化水素等について、排出基準の遵守状況を監視するとともに、指導等の根拠資料とする。

### 3 業務内容

廃棄物焼却炉等12事業所の12排出口において調査を実施する。

各排出口における排出ガスについて、次の項目の測定を行う。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) ダイオキシン類濃度   | (6) 水分量    |
| (2) 一酸化炭素濃度連続測定 | (7) ばいじん濃度 |
| (3) 酸素濃度連続測定    | (8) 塩化水素濃度 |
| (4) ガス温度        | (9) 水銀濃度   |
| (5) 排ガス量        |            |

### 4 調査方法

#### (1) ダイオキシン類濃度

- ① 測定方法及び毒性換算方法は、JIS K 0311の他、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条及び第3条による。
- ② 本業務の実施にあたっては、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」に規定されている事項等を遵守する。
- ③ ダイオキシン類の二重測定については、2排出口について実施する。
- ④ 試料の採取にあたっては、通常の操業状態において燃焼状態が安定した時点から1時間以上経過した後、原則4時間以上採取する。
- ⑤ 試料の採取は、受託した特定計量証明事業者の職員で、ダイオキシン類に係る業務の経験のある技術者が行う。

#### (2) 一酸化炭素濃度及び酸素濃度

- ① 一酸化炭素濃度及び酸素濃度の測定は、分析試料採取1時間以上前から直後まで連続して行う。
- ② 一酸化炭素濃度の測定は、JIS K 0098による連続分析計にて行う。
- ③ 酸素濃度の測定は、JIS K 0301及び JIS B 7983 による連続分析計にて行う。

#### (3) ばいじん濃度

ばいじん濃度の測定は、JIS Z 8808による測定方法により行う。

#### (4) 塩化水素濃度

塩化水素濃度の測定は、JIS K 0107による測定方法により行う。

#### (5) 水銀濃度

水銀濃度の測定は、「排ガス中の水銀測定法」（平成28年9月26日環境省告示第94号／令和7年9月11日改正）による測定方法により行う。

## 5 品質管理

### (1) 品質保証・品質管理計画書の提出

受注者は業務着手前にダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年環境省／平成22年3月31日改訂）に規定する「品質保証・品質管理計画書」（A4版）を作成し、1部提出する。

### (2) 品質保証・品質管理結果報告書の提出

受注者は、上記（1）に基づき実施した結果を、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年環境省／平成22年3月31日改訂）に規定する「品質保証・品質管理結果報告書」（A4版）を作成し、1部提出する。

### (3) 試料採取への立会

試料採取が適切に実施されていることを確認するため、対応可能な場合は、発注者は試料採取に立ち会う。

## 6 留意事項

(1) 試料採取の日時等については、受注者は発注者と事前に協議を行う。なお、天候の急変等により、試料採取日程を変更する必要性が生じた場合においても、受注者は適正に対応する。

(2) 本業務の実施によって知り得た測定結果等については、守秘義務を負う。

## 7 履行期間

令和9年3月12日まで

## 8 中間報告

本業務の1／3の検体のガスクロマトグラフ質量分析計（GC/MS）による測定分析が終わっている段階で、測定分析及び精度管理の実施状況に関する中間報告書を提出する。

## 9 最終報告

業務の実施結果の最終報告は、以下に示す報告書等を提出することにより行う。なお、報告書等はA4版のものを2部提出する。

### (1) 事業場別排ガス測定分析結果一覧表

ダイオキシン類、一酸化炭素、酸素、排ガス温度、排ガス量、水分、ばいじん、塩化水素、水銀濃度の一覧表とする。ダイオキシン類については、毒性等量に換算した最終結果（酸素換算済み）を表示する。

なお、規制値のある測定項目については、その数値も記載する。

### (2) 事業場別ダイオキシン類測定結果一覧表

異性体別の測定結果を表示する。

異性体ごとの定量下限、検出下限も明記する。

### (3) 事業場別測定結果報告書

#### ① ダイオキシン類関係一式

精度管理に関する情報の記録及びデータ等を添付する。

#### ② ばい煙関係一式

③ 評価及び考察

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準との比較評価
- ・大気汚染防止法に基づくばい煙の排出基準との比較評価

④ その他

総点検調査記録紙、測定地点図、測定及び試料採取状況写真等

10 その他

本業務を実施するにあたって必要な資料等は、支障のない範囲で提供または貸与できるものとし、測定に必要な足場、電気及び水道代は受託者の負担とする。

また、本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。